

市独自の副食材料費の補足給付について

資料2

① 副食材料費が実費徴収となる

- ・ 3歳以上保育認定子どもの保育料の無償化に伴い、副食材料費は保護者の実費徴収が基本となる。
- ・ ただし、年収約360万円未満相当の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食材料費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。
- ・ 副食材料費の水準として国からは月額4,500円と示されている。



無償化の影響により・・・

② 保育料の市独自軽減により負担増となってしまう階層

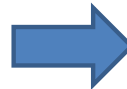
表1 旭川市の3歳以上子ども【第2子】の利用者負担額

階層区分	右記以外		ひとり親世帯等	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	0円	0円	0円	0円
B	0円	0円	0円	0円
C1	1,650円	1,620円	0円	0円
C2	2,370円	2,320円	0円	0円
C3-①	3,250円	3,200円	0円	0円
C3-②	3,250円	3,200円	0円	0円
C4-①	4,250円	4,170円	0円	0円
C4-②	4,250円	4,170円	4,250円	4,170円
C5	5,400円	5,300円	5,400円	5,300円

網掛けの階層については、実費徴収免除。

太枠内の階層については、保育料が0円になったとしても副食材料費の実費徴収4,500円が生じるため、**負担増**となる。

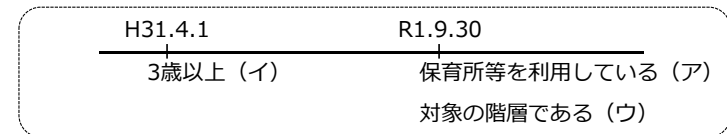
市としての
対応方針



③ 市独自に副食材料費の補足給付事業を実施

1 対象者

- ア 令和元年9月30日時点で保育所等を利用している子ども
- イ 平成31年4月1日時点で3歳以上の子ども
- ウ 令和元年9月30日時点の利用者負担額の階層がC3-②、C4-①及びC4-②の第2子



2 補助対象額

令和元年10月以降に施設に支払った副食材料費の実費徴収額
(月額4,500円を上限)

3 実施期間

令和元年10月から令和2年8月までの経過措置

4 給付方法

償還払い